

議案第26号

川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの指定管理者の指定期間の変更
について

川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの指定管理者の指定期間（平成27
年12月15日議決）を次のとおり変更する。

令和3年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

現行の指定期間「平成28年4月1日から平成33年3月31日まで」を
「平成28年4月1日から令和6年3月31日まで」に変更する。

参考資料

- 1 川崎市特別養護老人ホームの指定管理者の指定について（平成27年11月26日提出・平成27年12月15日議決）

管理を行わせる公 の施設の名称及び 所在地	名 称 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら 所在地 川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号
指定管理者となる 団体	住 所 川崎市麻生区上麻生5丁目19番10号 名 称 社会福祉法人鈴保福祉会 代表者 理事長 鈴木 錠
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

2 変更の理由

川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらは、川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画（平成30年3月策定）に基づき、令和3年度から譲渡民設化を図る予定であったが、譲渡による民設化に向けた公募において、移管先運営法人が得られず、現行の指定管理者と移管先運営法人としての協議が調わなかったことから、当該計画を変更し、課題の解決に要する一定の期間及び入居者が安心して暮らせる生活の場を確保する必要があるため、現行の指定期間を3年間延長するものである。